

お 知 ら せ

競走ルールの見直しについて

令和2年から、下記のとおり競走ルールの見直しを行います。

記

1. 競走における拍車の使用禁止

馬の福祉およびルールの国際調和の観点から、すべての競走における拍車の使用を禁止します。

2. 騎乗停止処分の始期の変更

処分の統一的な運用、不服申立てがあった際の十分な審理時間の確保およびルールの国際調和の観点から、騎手に対する騎乗停止処分の始期を現行より一週繰り下げ、原則として翌々節からの発効とします。

※ ただし、日本中央競馬会競馬施行規程第147条第20号（非行）および裁定委員会送付に伴う騎乗停止処分は除きます。

（例）令和2年1月5日（日）の競走における騎乗停止処分の始期は、同年1月18日（土）となります。

3. 施行日

令和2年1月1日